

## 教育委員会会議 平成27年2月定例会 会議録

日 時	平成27年2月26日 (木) 13:30 開会                      15:50 閉会	会 場	教育委員会室
出席委員	森 尚美      真木 源      長江 真理子      寺元 貴幸	田村 芳倫	
出席職員	和田学校教育部長      松尾生涯学習部長      忠政こども保健部長		
	戸田学校教育部企画調整官(兼)教育総務課長      明楽生涯学習部企画調整官		
	松田学校施設課長補佐      内海生涯学習部次長(兼)スポーツ課長		
	織田こども保健部次長(兼)こども課長      松本学校教育課長		
	尾高保健給食課長      峪川生涯学習課長      大倉図書館長		
	谷口文化課長      尾島津山市史編さん室長      木梨こども課参事(兼)幼児教育係長		
	仁木教育総務課主査      芦田教育総務課主査		
議 事	案 件	担 当 課	
<p>1.開 会</p> <p>2.委員長あいさつ</p> <p>3.会議録署名者 について</p> <p>4.前会会議録の 承認</p> <p>5.教育長等の 報告</p> <p>6.議 事</p> <p>(1)議 案</p> <p>(2)協 議</p> <p>(3)報 告</p> <p>7.その他</p> <p>(1)各課からの お知らせ</p> <p>(2)次回定例会の 開催について</p>	<p>(3)報告 は非公開へ、最後に審議。 津山市教育相談センター鶴山塾運営委員会委員の委嘱及び解職 について</p> <p>平成26年度3月補正予算について 平成27年度当初予算について 教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例について 津山市の基金の処分の特例に関する条例の一部を改正する条例 について 津山市立幼稚園預かり保育条例の一部を改正する条例について 津山市立教育・保育施設再構築計画実施計画の策定について</p> <p>津山市職員定数条例等の一部を改正する条例について 津山市公民館活動推進協議会委員の委嘱及び解嘱について 津山市合宿誘致宿泊費助成金制度の創設について 津山スポーツセンターサッカー場ネーミングライツの募集につ 津山スポーツセンターサッカー場完成記念式典について 津山市立幼稚園保育料徴収条例の一部を改正する条例について 平成27年度公立幼稚園運営体制について</p> <p>文部科学大臣表彰受賞者等報告について アイランド津山の実施結果について 放課後児童クラブの新設等について 教育・保育施設の施設形態の変更について</p> <p>津山市教育委員会会議3月定例会の日程について 平成27年3月26日(木)午後1時30分から</p>	<p>(生涯学習課)</p> <p>(各 課)</p> <p>(各 課)</p> <p>(教育総務課)</p> <p>(文化課)</p> <p>(こども課)</p> <p>(こども課)</p> <p>(教育総務課)</p> <p>(生涯学習課)</p> <p>(スポーツ課)</p> <p>(スポーツ課)</p> <p>(スポーツ課)</p> <p>(こども課)</p> <p>(こども課)</p> <p>(生涯学習課)</p> <p>(スポーツ課)</p> <p>(こども課)</p> <p>(こども課)</p>	

議 事	案 件	担 当 課
(3)その他 8.閉会		

傍聴者 0名

# 教育委員会会議 平成27年2月定例会 会議録

(13:30)

## 1. 開 会

## 2. 委員長あいさつ

## 3. 会議録の署名者の件について

津山市教育委員会会議規則第15条2項の規定による。

## 4. 前会会議録の承認

全員賛成

## 非公開事案の採決

議事の前に、6.議事(3)報告 は津山市教育委員会会議規則第13条第4項の規定に該当するとして、以上1件の非公開を全員一致で可決承認。

## 5. 教育長等の報告

今回は該当なし

## 6. 議事

### (1) 議案

#### 津山市教育相談センター鶴山塾運営委員会委員の委嘱及び解職について（生涯学習課）

概要説明

津山市教育相談センター鶴山塾運営委員会規則に基づき、津山市教育相談センター鶴山塾運営委員会委員1名を解嘱し、1名を委嘱する。解嘱年月日は平成27年1月31日。委嘱期間は平成27年2月1日から平成28年3月31日まで。

全員の挙手により原案どおり可決承認

### (2) 協議

#### 平成26年度3月補正予算について

概要説明

（学校教育部）

各課からとあるが、各部企画調整官より説明する。最初に3月補正予算第6次を、次に7次を、最後に特別会計を説明する。全体のことだが、6次補正は事務事業費の確定見込みを中心に編成されている。津山市一般会計全体では759,838千円の減額である。教育費全体では188,515千円の減額でその内、学校教育部関係は7事業112,851千円の減額である。主に事務事業費の確定見込みによるもので、概要としては、小学校施設管理費は高田小学校の法面改修工事費等の決算見込みによるがんばる地域交付金の財源調整によるもの、小学校施設整備事業は施設整備の内、主要事業にノミネートされた南小学校及び院庄小学校のプール改修工事費の決算見込みによる財源変更によるもの、小学校及び中学校の準要保護児童対策費、学校保健事業、給食センター管理運営費は調理委託や保守点検経費、給食センター建設事業は配膳室等の改修工事費について、それぞれ事業費確定による減額をするもの。

（生涯学習部）

生涯学習部の6次補正も主に事業費確定による不要額の減額補正である。概要としては、公民館整備事業については清泉公民館の建替えに伴う用地取得費等の減額、陶芸の里管理運営費では使用料収入見込み額の減額に伴う一般財源の増、指定物件等保存管理事業では美作国分寺の用地取得の事業費確定による減額がある。

(こども保健部)

こども保健部は、幼稚園一般管理費は決算見込額による減額、幼稚園教育振興費では、私立幼稚園に通う園児の保護者に対する就園奨励費補助金の事業費確定による減額である。

(学校教育部)

続いて、3月補正予算第7次を学校教育部から説明。平成26年度の第7次補正は、国の経済対策に係る平成26年度補正予算に対応したもので、国の地域住民生活等緊急支援交付金を活用した消費喚起・生活支援型事業及び地域創生先行型事業等を中心に編成されている予算である。学校教育部では、国の地域消費喚起・生活支援型事業13,000千円を活用して「げんぼくん本との出会いプロジェクト推進事業」として市内の小学校に通う児童を対象に、本市独自の図書クーポン券を発行し、ひとり当たり2,000円を上限として本の購入費の助成を行うもの。この事業により、個人の消費活動を支援すると共に小学生の読書への興味や関心を喚起し、読書に親しむ環境づくりの推進が図れればと考えている。

(生涯学習部)

生涯学習部では、国の地域創生先行型交付金を活用し、合宿誘致事業として事業費2,000千円を要求するもの。この事業は、平成27年度から3ヶ年の試行期間を設けて実施するもので、3月末にオープンする津山スポーツセンターサッカー場を利用して、市外の高校生以下の団体が合宿等で利用された場合、その宿泊費をひとり1泊について1,000円、上限1団体につき20,000円の助成金を交付し、津山の地域活性化に寄与してもらうもの。

また、生涯学習部では磯野記念奨学金と津山市奨学金の2つの特別会計があり、それぞれ決算見込額による増額と減額補正がある。

全員の挙手により原案どおり可決承認

## 平成27年度当初予算について(各課)

概要説明

(学校教育部)

こちら各課企画調整官から説明する。まず全体として、津山市の平成27年度一般会計当初予算は、経済再生と財政再建の両立を図る予算として編成されており、予算規模は税収の増を背景に当初予算としては過去最大の465億円となっている。平成27年度の教育費は、4,887,458千円で、暫定予算であった平成26年度の6月補正後と比較しても、427,756千円の増額となっている。

それでは、学校教育部の事業で、平成27年度当初予算に計上されている事業の内、平成27年度から新たに始めた事業や特徴的な事業について説明する。

まず、資料P5、8番の教科充実事業84,881千円です。これは、平成26年度に選定を行った小学校の教師用教科書及び指導書の教科書購入経費を計上したもので、教科書選定は、4年に1回行われており、平成27年度は中学校の教科書選定を行う予定。次は、13番の英語活動講師派遣事業16,872千円は小中学校における英語教育の拡充・強化を図るため、平成26年度は3名で行っていた小・中学校外国語指導助手派遣業務を、平成27年度は、学校教育部の新たな取り組みとして、“新規拡充枠”を活用し、1名増員し、4名分の講師確保に必要な経費を予算化したもので約450万円の増額となっている。次は、18番の確かな学力向上プロジェクト事業18,973千円であるが、学級編制の弾力化や情報機器の導入などを行っており、平成27年度に購入予定の13台の書画カメラを購入すれば、小学校の通常学級には、すべて、書画カメラがいきわたることになる。今後は、中学校の整備に取り組んでいく。次は、19番のつやまっ子学力向上ステップアップ事業3,800千円で、これは平成27年度から新たに取り組む事業で、学力向上、特に数学・算数の学力向上を図ることを目指している。取り組む内容としては、わかる授業、指導力向上のための支援体制の整備としてアドバイザー招聘経費の予算化、指導力向上のための問題作成環境の整備としてデータベースシステムの導入、校内研究新体制の整備として学内への講師派遣に必要な経費の予算化を行っている。次は21番の小学校管理費332,406千円で、学校の維持管理に必要な光熱水費や、図書司書、給食支援員などの嘱託職員の報酬、校務用パソコンのリース代等、いわゆる経常経費を計上している。基本的には毎年同じ経費を予算化しているが、平成27年度は新規拡充枠を活用し、ドメインコントローラーのサーバーを設置する。ドメイン環境を構築することにより、学校のパソコンの一元管理が可能となり、セキュリティの向上を図る。また、平成20年度に購入したAEDが耐用年数の7年を経過するため、経費の平準化を図り5年間でリースすることとした。28番の中学校管理費155,351千円もドメインコントローラーとAEDに関しては同様の考え方で予算化を行っている。続いて24番の小学校施設整備事業134,669千円は、平成20年度から行ってきた小中学校の耐震化事業が平

成 26 年度をもって完了し、今後は、平成 25 年度に作成した「津山市学校施設更新整備方針」に基づき老朽化した施設の計画的な整備に取り組むもの。具体的には広野小学校ほか 4 校の校舎及び屋体の設計、佐良山小学校他 2 校のプール改修工事の経費を計上している。31 番の中学校施設整備事業 853,621 千円も同様の考え方で、中道中学校の施設整備費を中心に予算化している。以上が学校教育部の当初予算の説明である。

#### (生涯学習部)

生涯学習部の主だった事業は、41 番の生涯学習推進事業では 5,516 千円を計上し、このうち 1,718 千円については第 4 次生涯学習推進計画を策定するための経費を計上。45 番の芸術文化振興事業 8,497 千円の内、2,155 千円は美術館構想審議会に要する費用として計上。48 番の歴史友好都市交流事業 800 千円は岐阜県可児市と歴史友好都市縁組を締結しており、この度 20 周年を迎えるため記念事業実施に係る費用を計上している。56 番の学校支援地域本部事業 5,610 千円は新規に事業に取り組む学校を 4 校増やし、計 32 校の実施とするための学校支援ボランティア等の賃金等に充てるもの。59 番の指定物件等保存管理事業 79,946 千円の内、68,691 千円は美作国分寺の公有化事業に要する経費。77 番の公民館整備事業 149,644 千円は清泉公民館、広野公民館の整備に要する費用と院庄公民館の駐車場整備に要する費用等。80 番の津山文化センター管理運営費 41,667 千円の内、13,400 千円は耐震診断委託料、また、今年が開館 50 周年を迎えるため 1,000 千円が 50 周年記念事業費として計上。96 番のスポーツセンター管理運営費 22,129 千円及び 111 番の陸上競技場管理運営費 23,680 千円の内、今まで市が直営で行っていた施設整備について一部を津山市都市整備公社に管理委託する費用として 13,976 千円を計上。103 番の津山東武道場管理運営費の 11,332 千円の内、10,570 千円は吊り天井が地震の時に落下する恐れがあるものとして撤去する工事費を計上。

磯野計記念奨学金特別会計では奨学金貸付金 5,682 千円、津山市奨学金特別会計では奨学金貸付金 7,873 千円をそれぞれ計上している。以上が生涯学習部の当初予算の説明である。

#### (こども保健部)

こども保健部の平成 27 年度幼稚園費では新規事業はない。36 番の幼稚園一般管理費 94,251 千円は平成 23 年度から実施している預かり保育事業や、特別支援対策事業を含めた公立幼稚園 13 園の管理運営費を計上。37 番の幼稚園就園奨励費 12,213 千円は私立幼稚園に通う児童の保護者に対する就園奨励費、38 番の幼稚園教育振興費 476 千円は幼稚園合同保育や幼児教育研究保育等に要する経費で、幼稚園費総額では 277,604 千円を計上している。

全員の挙手により原案どおり可決承認

#### 教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例について(教育総務課)

##### 概要説明

この条例は地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正により、教育長の身分が一般職から特別職(常勤)に変更となり、かつ勤務時間中の職務専念義務が課されることに伴う例規整備である。今回の改正法において、教育長の職務専念義務について規定されているが、教育長は特別職であるため、一般職とは別途、職務専念義務の免除の特例を定める必要があり、条例案を提出するもの。施行は平成 27 年 4 月 1 日だが、現教育長の任期中は経過措置によりこの条例は適用しない。

全員の挙手により原案どおり可決承認

#### 津山市の基金の処分の特例に関する条例の一部を改正する条例について(文化課)

平成 25 年 3 月に制定した「津山市文化財デジタル公開事業基金条例」が、平成 27 年 3 月末に自動失効するため、津山市の基金の処分の特例に関する条例で定める処分の特例の対象から「津山市文化財デジタル公開事業基金条例」の文言を削除するもの。

全員の挙手により原案どおり可決承認

#### 津山市立幼稚園預かり保育条例の一部を改正する条例について(こども課)

平成 27 年 4 月から施行される子ども・子育て支援新制度において、現在行っている幼稚園における預かり保育が、子ども・子育て支援法によって、児童福祉法で規定する子育て援助活動支援事業の一時預かり事業に位置づけられる。このため、本条例中の根拠となる法令に子ども・子育て支援法第 59 条という文言を加える必要があるため。また、長期休業日について、津山市立幼稚園規則に基づいて定める

必要があるため。なお、題名についても現行の津山市立幼稚園預かり保育条例を津山市立幼稚園における一時預かり事業の実施に関する条例に改める。

全員の挙手により原案どおり可決承認

### 津山市立教育・保育施設再構築計画実施計画の策定について（こども課）

説明の前に、資料の修正が3箇所あり、まず、P2の「1計画期間」の注意書きで、「スケジュールは29ページに掲載」となっているが、正しくは13ページ。次に、P4の「(1)津山地区」についての2行目、私立保育園23園は正しくは22園、その右側の計39園は38園となる。最後に、P14の「7その他」の「ア組織体制」最後の文章で、「子ども・子育て審議会に行うこととします。」を「審議会で行う」と訂正。

この実施計画案は、昨年9月の教育委員会にお諮りし、ご承認をいただき、その後の手続きを経て策定した基本方針に基づいて、具体的な再構築の方法について検討し、取りまとめたもので、今月16日に開催した最終となる第5回目の再構築検討委員会で取りまとめられ、昨日25日に子ども子育て審議会に諮問し、答申をいただいたもの。

次に、計画案の概要について、P1「実施計画の策定に当たって」ということで、実施計画は、既に決定している基本方針の具現化を図るものであることや、実施計画のさらに詳細で具体的な内容は、現在策定中の津山市第5次総合計画の中で定めていくことを説明している。次にP2「1計画期間」については、再構築計画が子ども・子育て支援事業計画と整合を図りながら策定するものであることから、1月の教育委員会で報告した子ども子育て支援事業計画と同様に、平成27年度から31年度の5年間を計画期間としている。「2公立幼稚園の役割」については、教育委員会資料P17の資料6-2-6で再構築計画の基本方針の概要版の中ほどに「公立幼稚園の役割」として7項目を記載しており、計画案P2には、これらの項目について具体的な取組を記載している。

P4からは、「津山市立教育・保育施設の再構築」として、津山、加茂・阿波、勝北、久米の4地区それぞれについて、教育ニーズに対する適切な対応を図るための再構築の方針を記載している。まず、津山地区の再構築後の幼稚園については、私立幼稚園の定員を踏まえた上で、支援事業計画の量の見込みを満たすと共に、基本方針で示した適正規模に適合するものであることが必要であり、これらの条件を考慮した結果、新たに設置する園、新設園と呼ぶが、この新設園を2園設置することとしている。また、新設園の学級数や規模については、P5の表2に記載しており、1園当たり、3歳児が上限20人で3学級、4歳児及び5歳児が上限30人で2学級としているが、あくまでも適正規模イメージの上限であり、表2の上段の「ウ新設園の規模」のただし書きに記載のとおり、実際の利用定員については、入所申し込みの状況や私立施設の受け入れ状況、認定こども園への移行希望等に関する関係機関との協議を踏まえ、適正な範囲で設定することとなる。次に、工の配置は、多様な条件を総合的に検討して決定することになるが、からの3点については特に配慮することとしている。その参考資料として、P7に津山地区内の全ての幼稚園や保育園の配置と、3歳から5歳の字別の人口分布を示した地図を掲載しており、これらの状況や、幹線道路からの距離などを配置先決定の際の重要な条件としていきたいと考えている。次に、オの施設整備は、既存の公立幼稚園の建替えでは立地面などで多くの課題があるため、新たな用地の取得も視野に入れて施設整備を検討します。また、整備に当たり、次のP6にかけて、先に説明した公立としての役割を果たすために必要な施設や設備を検討すると共に、十分な駐車場や通園バスを運行する場合の安全確保のための整備を行うことを記載している。

P8は、加茂・阿波地区の再構築計画であり、休園中の阿波幼稚園を除き、公立幼稚園、公立保育所と私立保育園の3園が設置されており、教育・保育の必要数に鑑み3園全てが現状の体制を維持することは困難な状況であるため、現在、定員30人で、20人余りしか通園していない公郷保育所は阿波幼稚園と併せて廃止することとしている。また、公郷保育所の閉園後の受け皿が必要であると共に、加茂幼稚園では園児数が20人程度で、集団教育を確保する必要があるため、私立の加茂保育園と十分協議しながら、加茂幼稚園を幼保連携型認定こども園に移行させる方向で検討する。なお、この移行が実現した場合は運営について民間委託を検討することとしている。また、イの施設整備については、存続させる加茂幼稚園について必要な改修等を行うこととしている。

P9勝北地区については、現在、教育保育の施設として勝北風の子こども園1園のみが設置されており、名称はこども園となっているが、実際の施設類型としては保育所であり、教育ニーズに対応するために幼保連携型認定こども園に移行することとしている。また、施設整備については、特段の改修等は必要ないものと見込んでいる。

次に久米地区については、久米・倭文の2つの公立保育所を設置しており、幼稚園がないことから、園の規模や、一時預かり等の実施状況に鑑み、久米保育所を幼保連携型認定こども園に移行することとし

ている。また、施設整備については、勝北風の子こども園と同様、特段の改修等は必要ないものと見込んでいる。

P11 は「再構築に伴う課題への対応」として、5 点を挙げている。まず、「( 1 ) 保護者や地域への説明等」について、再構築の取組が保護者や地域に不安を与えることになるかもしれないが、本市にとって集団教育の実施など、幼児教育の充実に不可欠な取組であることを説明会等で丁寧に説明すると共に、本市の教育・保育において大きな役割を果たしていただいている私立の各園から十分にご理解とご協力を得られるように配慮することとしている。次に、「( 2 ) 閉園及び新設園開園時の園児・保護者対応」について、閉園時に 4 歳児クラスを利用している子どもは、そのまま 5 歳児クラスに進級できなくなるため、公立の新設園に加え、私立の園も転園先として提示すると共に、きめ細かな支援を実施することとしている。「( 3 ) 通園対策」については、現状、約 8 割が自家用車で送迎を行っており、新設園においても、多数の家庭が自家用車を利用されると見込まれるため、駐車場や進入路の確保に努めると共に、自家用車を利用されない家庭については、負担が大きく増えないよう、路線バスの活用や通園バスの運行を検討することとしている。「( 4 ) 地域の子育て支援や交流促進」については、これまでも園開放などの交流や保護者からの幼稚園利用についての相談を行ってきましたが、新設園では、子育て支援の機能を拡充し、誰でも気軽に相談できる体制や、幅広い交流を促進する機能を備えると共に、閉園となる地域については、特にその影響を注視し、必要に応じて子育てに関する出前講座や出前保育などの子育て支援センターの機能の活用等を図ることとしている。最後に、「( 5 ) 閉園後の財産活用」については、現在、非常に厳しい財政状況の中で、P12 に記載のとおり、本市ではファシリティマネジメントという取組に力を入れており、その観点も踏まえ、敷地等の民間への売却等も視野に入れ、最も有効であると思われる活用方法を検討することとしている。

P13 の「再構築のスケジュール」については、地区ごとに記載しており、全ての公立幼稚園と公郷保育所は平成 29 年度末で閉園、新設園は平成 30 年度に開園、加茂・阿波地区、勝北地区、久米地区での認定こども園への移行については、地区ごとの状況を踏まえ、それぞれ目標年度を掲載している。

P14 「6 再構築後の幼稚園等において推進する取組」は、幼稚園本来の目的と、公立としての役割を果たすため、公立施設や私立各施設との連携の下、市内のすべての保育園、幼稚園で統一的に取り組んでいる「津山市における就学前教育・保育カリキュラム」の職員への浸透やネットワークの拡大をはじめ、6 つの項目について推進することとしている。

「7 その他」は、「計画の推進体制」及び「計画の進捗管理と見直し」について記載している。まず、( 1 ) の「ア組織体制」については、現在設置している再構築計画策定会議の体制を再構築推進会議に改めると共に、幼稚園教諭等によるワーキンググループは継続させ、新設園の運用等について検討を進める。また、施設整備等については、地元や公立幼稚園の保護者を交えた建設検討委員会を設置して検討することとしている。なお、再構築計画策定後は、再構築計画検討委員会を廃止し、必要な意見聴取等は子ども・子育て審議会に対して行うこととする。「イ取組に関する広報」は、再構築の取組によって影響を受ける保護者や地域だけでなく、重要な問題として、全市的にも周知を図ることとしている。

次に、( 2 ) の「ア進捗管理」では、計画の進捗管理は、子ども・子育て審議会と再構築推進会議で行うこととする。「イ教育・保育に係る確保方策との整合」は、本計画が支援事業計画の量の見込みに対する確保方策に基づくものであるため、園児数の状況などによって支援事業計画の確保方策を変更しようとする場合は、再構築計画の内容も変更することとしている。次に、「ウ役割、機能等の見直し」は、本計画で公立の役割等を示しているが、子ども・子育て支援新制度や子育てニーズの動向を点検し、必要に応じて見直すこととしている。最後に、「エ再構築までに園児数が減少した場合の取扱い」は、既設園の閉園等のスケジュールは示しているが、園児数の減少などの要因で望ましい教育環境が確保し難い状況となった場合は、予定年度の前であっても休園等の手続を行うこととしている。

実施計画案の内容の説明は以上。なお、本計画の今後の予定は、P1 の「実施計画の策定にあたって」の部分で一部記載しているとおり、本日、ご承認をいただきましたら、所用の手続きを経て、パブリックコメントを実施し、その後、市として策定という運びとなる。そして、事業の実施にあたり、現在策定中の「第 5 次総合計画」の中で、より詳細で具体的な内容を定めていくことになる。

全員の挙手により原案どおり可決承認

### (3) 報告

#### 津山市職員定数条例等の一部を改正する条例について(教育総務課)

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係例規の変更である。資料に担当課が人事課となっているが、この条例は人事課の方から議会へ上程されるもの。内容は、これまで一般職であった教育長の身分が、今後、新教育長では特別職となること、及び新教育長は教育長

と教育委員長の職を兼ねることから教育委員長の職が無くなるため、それらのことから適用していた例規について所要の改正を行う。改正する条例は、津山市職員定数条例では規定中引用している法律の条項の移動を契機として、指導主事の定数の規定を削除する。特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例では費用弁償の支給の対象者から教育委員長を除外する、津山市教育委員会教育長の給与及び勤務時間に関する条例では、教育公務員特例法の一部改正に伴い、同条例中引用する法律を教育公務員特例法から地方自治法に改める、津山市職員の給与に関する条例では、特別職の身分のみを有することとなった教育長について、同条例の適用を除外する規定を削る、津山市特別職の職員等の退職手当に関する条例では、教育長が特別職の身分のみを有することとなったことに伴って同条例の規定中の「特別職の職員等」という語句を「特別職の職員」に改めるなどである。以降資料 P32 から P37 までも主に規定中の「特別職の職員等」という語句を「特別職の職員」に改めるもの。

#### **津山市公民館活動推進協議会委員の委嘱及び解嘱について（生涯学習課）**

津山市公民館条例施行規則第 2 条の 3 及び津山市公民館活動推進協議会設置要領に基づき、公民館活動推進協議会委員 2 名を委嘱し、3 名を解嘱したので報告する。津山市の各地区公民館にそれぞれ公民館活動推進協議会がある。今回の委嘱及び解嘱は、西苫田公民館と城西公民館について対象地域の町内会役員の改選によるもの。解嘱年月日は城西公民館が平成 27 年 1 月 7 日に 1 名、西苫田公民館が 1 月 31 日に 2 名。また、西苫田公民館 2 名の委嘱期間は平成 27 年 2 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日。

#### **津山市合宿誘致宿泊費助成金制度の創設について（スポーツ課）**

津山スポーツセンターサッカー場が津山市初の人工芝グラウンドになる。今後の施設の利用促進、地域スポーツの競技力向上を目指すとともに、市外からの利用者を積極的に誘致することによる交流人口の増大、さらには、それに伴う宿泊の促進により地域経済の活性化につなげていくことを目的として、平成 27 年度から 3 年間の試行期間を設け、実施する。条件は、市外の高校生以下で構成される団体（高専含む）（10 人以上）が、津山スポーツセンターサッカー場を利用することを条件とした合宿又は大会等を実施し、市内の宿泊施設に 1 泊以上すること。助成金額は、1 泊につき 1 人 1,000 円で、1 団体 1 泊につき 2 万円を上限とする。

#### **津山スポーツセンターサッカー場ネーミングライツの募集について（スポーツ課）**

津山スポーツセンターサッカー場の人工芝生化に伴い、財源の確保、施設利用者サービスの維持向上に努めるため、津山市で初めての取り組みとなる施設の命名権「ネーミングライツ」のパートナーを募集した。募集はすでに終了しており、応募件数は 3 件で、広告審査会での審査を経て 2 月 27 日に選定結果を発表する予定。

#### **津山スポーツセンターサッカー場完成記念式典について（スポーツ課）**

今回のサッカー場のリニューアルオープンを祝し、3 月 28 日（土）に記念イベントを行う。午前 9 時 30 分から完成記念式典を行い、終了後、市内中学生以下を対象にサッカー教室を開催します。午後からは作陽高校に記念試合をお願いしている。

#### **津山市立幼稚園保育料徴収条例の一部を改正する条例について（こども課）**

公立幼稚園の利用者負担額については今年 4 月から施行される、子ども・子育て支援法により、政令で定める額を限度として保護者の属する世帯の所得その他の事情を勘案して市町村が定める額となる。公立幼稚園の公立施設の利用者負担額については、公の施設の使用料に該当するため、条例に徴収根拠を定め、公債権として整理する必要があるため条例の一部を改正するもの。主な内容としては、現在の保育料は一律 6,000 円であり、条例で額を規定しているが、今後は保護者の属する世帯の所得に応じて階層を分けて規定することとなるため、具体的な階層等については、規則に定めることとする。ただし、公の施設の費用徴収に関して条例で定める際には、金額の決定を全面的に規則に委ねることはできないため、本条例において、保育料の上限の範囲を定めるものとする。また、納期限についての定めがあるが、保育所の納期限等と同様に規定するため、規則に定めるものとする。

---

（非公開）  
削除

---

## 7. その他

### (1) 各課からのお知らせ

#### 文部科学大臣表彰受賞者等報告について（生涯学習課）

##### 概要説明

2校の表彰受賞のお知らせ。どちらも子どもたちの健やかな成長のための生活習慣の改善活動についての表彰。まず、広戸小学校が、文部科学大臣表彰で優れた「早寝早起き朝ごはん」運動の推進に係る文部科学大臣表彰を受賞。次に、弥生小学校が岡山県教育委員会教育長表彰として「ぱっちり！モグモグ」生活リズム向上優良活動表彰を受賞。

#### アイスランド津山の実施結果について（スポーツ課）

##### 概要説明

アイススケート場が平成27年2月22日で閉場した。開場日数は70日、利用者数は総計で15,889人、利用収入は総額7,514,208円。開場期間中、天候不良により時間短縮が12日間、利用人数も利用収入も昨年と比較して減少している。

#### 放課後児童クラブの新設等について（こども課）

小学生が放課後利用する放課後児童クラブが、清泉小学校区に新設される。これにより市内全小学校区に児童クラブが設置された。また現在設置されている高野小学校区の児童クラブは利用者人数が非常に多く、面積等の設置基準を満たすため、クラス数を1つ増やすもの。

#### 教育・保育施設の施設形態の変更について（こども課）

子ども・子育て支援新制度により、私立しらゆり幼稚園が平成28年度から幼保認定型こども園に移行するという意向を示されている。昨日の子ども・子育て審議会で承認を得られたので報告するもの。

### (2) 次回定例会の開催について

教育委員会会議3月定例会を、平成27年3月26日(木)午後1時30分から開催。  
全員賛成により決定。

### (3) その他

なし

## 8. 閉会

(15:50)